

(証券コード：7271)

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地

株式会社 安永

代表取締役社長 安永 暁俊

## 第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会に関する情報について電子提供制度をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにもアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.fine-yasunaga.co.jp/ir/library.html>



### 【東京証券取引所 東証上場会社情報サービス (jpx.co.jp)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

東証ウェブサイトでは、当社名「安永」又は証券コード「7271」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7271/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時  
(受付は午前9時から開始いたします。)
- 場 所 三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地  
株式会社安永 本社 厚生館2階会議室  
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

#### 【当日ご出席される株主様】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちいただきますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会におきましては、お土産のご用意及び工場見学等はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

#### 【株主総会に関するご留意事項】

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規程に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日)  
午前10時



## 書面(郵送)で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)  
午後5時  
到着分まで



## インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)  
午後5時  
入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	XX 株
1.	
2.	

〒XXXXXXXXX  
XXXXXXXXX  
XXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

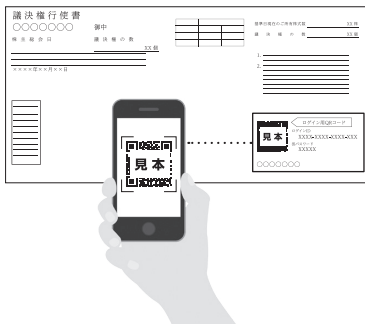
- ・ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

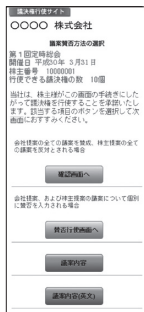
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



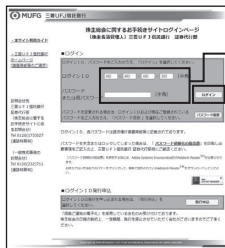
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進む一方、ロシアのウクライナ侵攻や円安傾向の継続等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要販売先である自動車業界は、半導体や部品不足の供給制約の緩和を受け、緩やかな回復が続きましたが、日本国内においては年度末にかけて生産が減速しました。

このような企業環境下、当連結会計年度の業績は、売上高319億46百万円（前年同期比4.0%減少）、営業利益6億45百万円（前年同期比46.2%減少）、経常利益5億67百万円（前年同期比57.8%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益6億7百万円（前年同期比53.0%減少）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (エンジン部品事業)

半導体不足などの供給制約が緩和され、自動車生産は持ち直してきましたが、年明け以降、北米市場における生産調整や国内車両生産の一時的な変動もあり、売上は微増となりました。一方、利益面ではエネルギー・原材料費上昇分の一部価格転嫁、原価低減等を推し進めてきましたが、労務費等の固定費負担増加により利益は減少しました。その結果、売上高242億89百万円（前年同期比5.3%増加）、営業利益8億4百万円（前年同期比10.3%減少）となりました。

#### (機械装置事業)

顧客の景気動向の見極めによる設備投資の延期や中止、またエンジン関連事業への新規設備投資縮小等の影響により、機械装置事業は減収減益となりました。その結果、売上高31億76百万円（前年同期比44.7%減少）、営業損失2億6百万円（前年同期は営業利益45百万円）となりました。

#### (環境機器事業)

エアープンプ、ディスポーザシステム販売の減少に加え、労務費等の固定費負担増加により、環境機器事業は減収減益となりました。その結果、売上高41億91百万円（前年同期比0.5%減少）、営業利益25百万円（前年同期比88.2%減少）となりました。

(その他の事業)

当セグメントには、運輸事業及びサービス事業を含んでおります。

売上高 2 億88百万円（前年同期比7.6%増加）、営業利益13百万円（前年同期比10.6%増加）となりました。

## 製品別売上状況

(単位：百万円、比率：%)

区 分	第 77 期		第78期(当連結会計年度)	
	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
エ ン ジ ン 部 品	23,063	69.3	24,289	76.0
機 械 装 置	5,740	17.2	3,176	9.9
環 境 機 器	4,211	12.7	4,191	13.1
そ の 他	268	0.8	288	0.9
合 計	33,284	100.0	31,946	100.0

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は26億30百万円で、その主要なものはエンジン部品製造設備であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等に伴う資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入により調達いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは企業理念のもと、『安永にしかできないこと グローバルニッチNo. 1』を目指し、イノベーションを通じて事業活動に取組み、企業価値の向上とサステナブルな成長を遂げていくべく以下の項目を重点施策として取り組んでまいります。

#### ①経営基盤の強化

- ・「技術で世の中を驚かせてやろう!」「何か新しいことに挑戦しよう!」という価値観を全社へ広げ、挑戦的な企業風土のさらなる浸透を図ります。
- ・健全な議論が活発に行われる風土へ変革し、激動と混迷の時代を生き抜く企業を目指していきます。

「働きがい」「働きやすさ」を感じられる職場環境づくりを目指していきます。

またDXの加速による全社的な生産性の向上、SDGs、カーボンニュートラルへの対応にも取り組んでまいります。

## ②「グローバルニッチNo. 1」製品のさらなる拡大と充実

### (エンジン部品事業)

- ・自動車メーカーの需要への対応によるさらなる売上・シェア拡大
- ・建機、農機、産機、マリン・レジャー用エンジン部品の受注拡大
- ・革新的な取り組み（IoT、ロボット活用）による生産性向上
- ・海外での生産拡大、自動車メーカーの現地調達・現地生産の需要取り込み

### (機械装置事業)

- ・エンジン部品向け工作機械  
エンジン部品事業との連携で商品力のアップ、工作機械づくりのDNA継承
- ・ワイヤソー、検査装置  
成長が期待できる電子部品・半導体産業への取り組み強化、各要素技術の先鋭化による更なる製品力の向上
- ・構造改革とポートフォリオ見直しによる高付加価値製品へのリソースの重点配分

### (環境機器事業)

- ・エアポンプ・ディスポーザシステムの利益強化とシェア拡大、材料費高騰や為替変動の影響を受けにくい体制づくり
- ・海外販売の拡充
- ・コア技術を活かした新製品・サービスの創出

## ③安永ならではの価値の提供による新事業の創造

- ・二次電池、熱電発電素子関連製品の市場投入とビジネスモデル確立
- ・新事業からの収益獲得、さらなる新事業育成に向けた基盤強化

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 75 期	第 76 期	第 77 期	第 78 期 (当連結会計年度)
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売 上 高	29,278	29,026	33,284	31,946
経常利益又は経常損失(△)	△569	△430	1,346	567
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,583	△1,104	1,293	607
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△215.99円	△92.32円	108.16円	54.23円
総 資 産	30,952	31,659	33,703	35,111
純 資 産	8,692	8,206	10,164	10,917
1株当たり純資産額	726.56円	685.96円	849.58円	1,059.14円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第75期は、当社グループの主要販売先である自動車業界は、国内では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020年度の自動車販売台数は前年同期比で大幅に減少しました。しかしながら6月以降は国内外の販売の底入れや生産体制の正常化を背景に回復傾向にあります。海外でも2020年度1月～12月の自動車販売台数は各国で前年同期を大きく下回りましたが、6月以降持ち直しに向かっていきます。このような企業環境下、売上高292億78百万円、経常損失5億69百万円となりました。また、韓国子会社で固定資産の減損損失14億79百万円を計上したこと等に伴い、親会社株主に帰属する当期純損失25億83百万円となりました。
3. 第76期は、当社グループの主要販売先である自動車業界は、世界的な半導体不足の影響等により2021年夏場以降生産縮小を余儀なくされました。第3四半期以降は回復基調が続くものの、依然として供給制約の影響が残ることから、未だ挽回生産には至っていない状況です。このような企業環境下、売上高290億26百万円、営業損失5億33百万円、経常損失4億30百万円となりました。また、固定資産の減損損失4億5百万円を計上したこと等に伴い、親会社株主に帰属する当期純損失11億4百万円となりました。
4. 第77期は、当社グループの主要販売先である自動車業界は、長引く半導体不足の影響等により、生産数の回復に向けた動きは一進一退で推移しました。このような企業環境下、売上高332億84百万円、営業利益12億円、経常利益13億46百万円となりました。
5. 第78期は、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安永エアポンプ(株)	70百万円	100.00%	各種エアポンプ及びディスクボ ーザの製造販売
安永クリーンテック(株)	70百万円	100.00% [100.00%]	ディスクボータシステムの設計・施 工・サービス
安永運輸(株)	50百万円	100.00%	一般貨物自動車運送事業
安永総合サービス(株)	10百万円	100.00%	介護サービス・フードサービ ス・人材派遣等のサービス事業
安永インドネシア(株)	90,228百万ルピア	99.98% [0.00%]	エンジン部品及びエアポンプ の製造販売
安永タイ(株)	400百万バーツ	100.00% [0.00%]	エンジン部品及び工作機械の製 造販売
安永メキシコ(株)	677百万ペソ	100.00% [4.54%]	エンジン部品及び工作機械の製 造販売
安永アメリカ(株)	300千米ドル	100.00%	エンジン部品の販売
山東安永精密機械有限公司	9,037千元	100.00%	工作機械及びその部品の製造販売
上海安永精密切削機有限公司	4,379千元	100.00%	ワイヤソー本体及びその加工用 工具部品の販売・サービス

(注) 1. 連結子会社は10社であります。当期の連結売上高は319億46百万円（前年同期比4.0%減少）、連結経常利益は5億67百万円（前年同期比57.8%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億7百万円（前年同期比53.0%減少）であります。

2. 議決権比率は、子会社及び緊密な者又は同意している者による間接所有割合を [ ] に内書きしております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、エンジン部品、機械装置、環境機器の製造販売を主たる事業としており、これらの主要品目は次のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
エ ン ジ ン 部 品	コネクティングロッド、シリンダーヘッド、シリンダーブロック、カムシャフト、クランクシャフト、フライホイールハウジング、エキゾーストマニホールド、ベアリングキャップ、ラッシュアジャスター、ハウジングコンバーター、ドアヒンジ他
機 械 装 置	トランスファーマシン、NC工作機械、マイクロフィニッシャー、リークテスト機、インバーター組立機、ワイヤソー、外観検査装置、レーザセンサ他
環 境 機 器	浄化槽用・医療健康機器用・燃料電池用・活魚輸送用・鑑賞魚用等の各種エアープンプ、ディスポーザシステム他
そ の 他	運送業 ビルメンテナンス・工場清掃・社員給食・福祉用具のレンタル等のサービス業他

## (8) 主要な営業所及び工場

当社

① 本社		三重県伊賀市
② 工場・拠点	本社工場	三重県伊賀市
	ゆめぼりす工場	三重県伊賀市
	西明寺工場	三重県伊賀市
	キャスティング工場	三重県伊賀市
	名張工場	三重県名張市
	東京センター	東京都墨田区
安永エアポンプ(株)		東京都墨田区
安永クリーンテック(株)		東京都墨田区
安永運輸(株)		三重県伊賀市
安永総合サービス(株)		三重県伊賀市
安永インドネシア(株)		インドネシア・セラン県
安永タイ(株)		タイ・ラヨーン県
安永メキシコ(株)		メキシコ・ハリスコ州
安永アメリカ(株)		米国・ミシガン州
山東安永精密機械有限公司		中国・山東省
上海安永精密切割機有限公司		中国・上海市

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,719名	43名減

(注) 従業員数は常時雇用就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

### ② 当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
590名(男性 552名・女性 38名)	42.5歳	18.8年

(注) 従業員数は常時雇用就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,210
株式会社百五銀行	2,674
株式会社日本政策投資銀行	1,791
株式会社三十三銀行	1,504
株式会社りそな銀行	1,440

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 12,938,639株  
 (3) 株主数 7,209名 (前事業年度末比444名減)  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社 Y A S N A G	千株 1,151	% 11.17
安永 永 暁 俊	359	3.49
浅井 裕 久	355	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	320	3.11
安永社員持株会	284	2.76
名古屋中小企業投資育成株式会社	245	2.37
浜口 一 之	212	2.05
株式会社 百五銀行	160	1.55
みずほリーズ株式会社	158	1.53
ユシロ化学工業株式会社	144	1.40

(注) 持株比率は、自己株式 (2,635,309株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年8月22日開催の取締役会において、2023年8月28日から2023年11月30日までの期間に当社普通株式を1,826,100株を上限として公開買付を行うことを決議し、当期において当社普通株式1,660,000株を取得価額の総額1,186,900,000円で取得しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。

## (2) 第三者に交付された新株予約権等の状況

2023年8月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

決議年月日	2023年8月25日
新株予約権の数 ※	16,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 1,660,000株 (本新株予約権1個につき100株)
新株予約権行使時の払込金額※	当初行使価額 795円
新株予約権の行使期間※	自 2023年9月27日 至 2025年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	(注) 6
新株予約権の行使の条件※	権利行使時において、本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 新株予約権の発行時（2023年9月26日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,660,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株）とする。但し、注2. (2)乃至第(5)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

- (3) 当社が注5.の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注5.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 注2.に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注5.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注5.(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初795円とする。

### 4. 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額に修正される。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。なお、下限行使価額は715円とする。

### 5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、注5.(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時 価} \\
 \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 注5. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 注5. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は注5. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに注5. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。



上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に注5.(2)③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 注5.(2)①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、注5.(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付され} \\ \text{た株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、注5.(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、注5.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 注5.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、

当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 注5. (2)の規定にかかわらず、注5. (2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注4. に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注5. (2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに前期の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入金

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約

権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、2025年9月26日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 8. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を250円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は注3.の記載のとおりとした。

#### 9. 権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」という。）を締結している。本第三者割当契約において、割当先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨を定めている。

#### 10. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
*取締役社長	安 永 暁 俊	
常務取締役	小 谷 久 浩	管理本部担当 海外担当(中国)
取 締 役	堀 江 泰 三	事業本部長 兼 事業本部管理部門長 兼 事業本部管理部門生産管理部長 兼 事業本部部品部門長 海外担当(北米、インドネシア、タイ)
取締役(監査等委員)	小 路 貴 志	公認会計士、税理士、小路公認会計士事務所代表、 ㈱小路企画代表取締役、三共生興㈱社外監査役
取締役(監査等委員)	増 田 直 史	㈱牧野フライス製作所社外取締役
取締役(監査等委員)	山 本 卓	

(注) 1. \*印は、代表取締役を示しております。

2. 取締役の小路貴志氏、増田直史氏、山本卓氏は、社外取締役であり、東京証券取引所へ届出した独立役員であります。
3. 監査等委員小路貴志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員小路貴志氏、増田直史氏、山本卓氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、子会社の取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。

なお、保険料は保険料の9割を当社が負担し、残りの1割を当社取締役が負担しております。また、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、当社及び子会社の取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (4) 取締役の報酬等の額

##### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

##### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの業績及び企業価値の継続的な向上を目的として各人の役割、職責を踏まえた適正な水準とした報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、2021年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ii) 決定方針の内容の概要

##### イ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、当社グループの業績及び企業価値の継続的な向上を目的に、各人の役割、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成されております。

なお、当社は、役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。

監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみの支給としております。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、会社法の定めに基づき、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

##### ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各人の役割、職責、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、一定の基準に基づき決定するものとしております。なお、その固定報酬を算定する基準は、外部専門機関による取締役等の調査データ等を勘案の上決定し、適宜その報酬体系・水準の見直しを行うものとしております。

退職慰労金については、役員別標準基礎及びその在任期間等、当社の支給算定基準に基づいて算定し、退任後に支給するものとしております。

##### ハ) 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、報酬決定メンバー（代表取締役社長 安永暁俊及び管理本部長 北村直紀）がその決定権限について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の各人の役割、職責、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案

し、相互の協議により株主総会で決議された報酬総額の範囲内で基本報酬の額を決定いたします。これらの権限を委任した理由は、報酬決定メンバーである代表取締役社長及び管理本部長が、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務等の評価を行うことに最も適しているからであります。

- iii) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、2021年2月12日開催の取締役会において決議した決定方針と整合していることを確認しており、実質的には同じものであり、取締役会は、当該決定方針に沿うものであると判断いたしました。

- iv) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の限度額は、2015年6月24日開催の第69回定時株主総会において年額3億50百万円以内（使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、同定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、監査等委員である取締役は3名）です。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	3名	124百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	38百万円 (38百万円)
合 計 （うち社外取締役）	6名 (3名)	163百万円 (38百万円)

(注) 1. 報酬等の総額は、役員報酬、役員退職慰労引当金繰入額であります。

2. 使用人兼務取締役の使用人分給与（使用人分給与）は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容
取締役(監査等委員)	小 路 貴 志	小路公認会計事務所 (株)小路企画 三共生興(株)	代表 代表取締役 社外監査役
取締役(監査等委員)	増 田 直 史	(株)牧野プライス製作所	社外取締役

(注) 各取締役(監査等委員)の兼職先と当社とは特別な関係はございません。

### ② 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員)	小 路 貴 志	当期開催の取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計の観点のほか、必要に応じ議案審議等に関して発言を適宜行っており、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切に役割を果たしております。
取締役(監査等委員)	増 田 直 史	当期開催の取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営について十分な知識と経験を有し、大所高所からの適切な発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切に役割を果たしております。
取締役(監査等委員)	山 本 卓	当期開催の取締役会16回のうち15回、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。企業経営について十分な知識と経験を有し、大所高所からの適切な発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切に役割を果たしております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	22百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、安永インドネシア(株)、安永タイ(株)及び安永メキシコ(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、2006年5月9日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定し、2015年7月9日の取締役会決議にて一部改定いたしました。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、継続的な改善を図ってまいります。基本方針は下記のとおりとなっております。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会(社外弁護士を含む)」を設置し、遵守に関する体制をコンプライアンス規程に定め、当社の企業理念及び基本方針に基づく「安永社員の行動規範」を制定する。

②遵守の徹底と定着化を図るため、CSR推進部署を設け、コンプライアンスの取り組みを横断的に総括し、同部署が中心になりコンプライアンス教育・啓発を行う。

③内部監査部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果はその重要性に応じ代表取締役及び監査等委員会に報告する。



- ④社内及び社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保する。
  - ⑤反社会的勢力に対しては、「安永企業行動規範」及び「安永社員の行動規範」に基づき毅然とした態度で排除する。  
総務担当部署を反社会的勢力及び団体への対応統括部署とし、当該部署の担当役員を不当要求防止責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的方法（以下、文書等という）に記録し、保存する。
  - ②取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①リスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、業務に係るリスクの管理は各部門・部署が実施する。
  - ②CSR推進部署は、全社のリスクを横断的に総括し、必要に応じて支援・提言を行う。
  - ③内部監査部署は、リスク管理の状況を監査し、その結果は、その重要性に応じて代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①戦略や目標を定めた中期経営計画を策定し、その達成のための諸施策を年度事業計画に反映させ、予算化等を行い、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
  - ②取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標に対するレビュー・分析、付議案件及び改善策の検討・指示など、多面的な議論・審議・決議を行う。
  - ③組織規程等により、各組織単位の職務権限及び意思決定のルールを定め、効率的な職務の執行を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループにおける内部統制システムを構築し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当するCSR推進部署を設け、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムにて管理・運営する。
  - ②当社及びグループ各社の取締役は、各部門及びグループ各社の業務施行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③当社はグループ各社を指導・育成するが、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。また、必要に応じてモニタリングを行う。
  - ④内部監査部署は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ各社の取締役及び監査等委員会に報告する。
  - ⑤当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、虚偽記載が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく内部監査体制を強化する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、内部監査部署等の所属社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。指示を受けた社員は要望された事項を実施し、その結果を直接監査等委員会に報告する。
  - ② 監査等委員会より指示を受けた社員は、その指示に関して、監査等委員以外の取締役及び所属部署責任者等の指揮命令を受けないよう独立性を確保する。
  - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき内部監査部署等の所属社員の人事異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- (7) 監査等委員会の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、実査及び各部門からのヒアリング等を通じて得た情報を内部監査部署と共有することで、監査業務に必要な事項を指示することができる体制を整備する。
  - ② 内部監査部署に、監査等委員会の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
- (8) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社の監査等委員以外の取締役又は使用人並びに子会社の取締役、使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス相談窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
  - ② 報告の方法については、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、重大な影響を及ぼす事項については、取締役並びに子会社の取締役は直ちに監査等委員会に報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規程に明記する。
  - ② 「コンプライアンス相談窓口のお知らせ」等を通じて、不利な取扱いを行わない旨を当社グループの取締役及び社員に周知徹底する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査計画等に応じて予算枠を設ける。
  - ② 監査等委員がその職務の執行に関して生ずる費用や外部の専門家を利用した場合の費用については、費用の前払や償還の請求があったとき、速やかに応じるものとする。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会等の重要会議に出席する。また、必要に応じて文書等閲覧し、監査等委員以外の取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

②監査等委員会及び監査等委員は、代表取締役、監査法人、内部監査部署とそれぞれ定期的、又は随時に意見交換を行う。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当期において取締役会を16回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、担当する部門の業務執行につき取締役等から報告を受けました。
- ②当期において、監査等委員会を14回開催し、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換を行い、三者間での連携を図っております。また、監査等委員は、代表取締役との面談を定期的に行いました。
- ③グループ会社の経営管理については、毎月開催される定例取締役会で子会社毎の経営状況が報告されています。また子会社を含めたグループでの年度計画報告会を2回開催し、事業計画のほか、製造及び生産管理の重点施策や品質・安全などへの取組み方針を報告しております。
- ④法令遵守の徹底と定着化を図る体制として、CSR委員会及びコンプライアンス委員会を各2回開催し、CSR・コンプライアンス活動計画に基づいた活動報告を行いました。また内部通報制度であるコンプライアンス相談窓口へ寄せられた通報と調査結果も併せ報告しました。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。
- ⑤今回で18回目となるコンプライアンス意識調査アンケートを実施いたしました。今後のコンプライアンス活動の向上に役立てております。
- ⑥リスク管理規程に基づき、CSR委員会でリスクの見直しを実施いたしました。
- ⑦地震等災害に備えた事業継続計画を策定し、取締役会で定期的に見直しを行っております。また情報セキュリティに係るリスクについては、担当部署より定期的に教育等を実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	19,873	流動負債	17,883
現金及び預金	6,230	支払手形及び買掛金	3,139
受取手形	12	電子記録債権	590
売掛金	4,805	短期借入金	8,250
電子記録債権	1,070	1年内返済予定の長期借入金	2,683
商品及び製品	2,738	未払金	2,115
仕掛品	1,180	リース債務	83
原材料及び貯蔵品	2,737	リース負債	32
未収入金	264	未払法人税等	68
その他	833	賞与引当金	386
固定資産	15,237	工事損失引当金	76
有形固定資産	13,510	設備関係支払手形	0
建物及び構築物	4,062	その他の	456
機械装置及び運搬具	4,552	固定負債	6,310
工具、器具及び備品	408	長期借入金	4,575
リース資産	441	長期未払金	72
使用権資産	44	リース債務	428
土地	2,497	リース負債	33
建設仮勘定	1,504	繰延税金負債	697
無形固定資産	104	役員退職慰労引当金	65
投資その他の資産	1,622	退職給付に係る負債	363
投資有価証券	829	資産除合債務	74
退職給付に係る資産	641	負債合計	24,194
繰延税金資産	37	(純資産の部)	
その他	118	株主資本	8,341
貸倒引当金	△3	資本金	2,142
資産合計	35,111	資本剰余金	2,114
		利益剰余金	5,602
		自己株式	△1,517
		その他の包括利益累計額	2,570
		その他有価証券評価差額金	446
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	1,697
		退職給付に係る調整累計額	426
		新株予約権	4
		非支配株主持分	0
		純資産合計	10,917
		負債及び純資産合計	35,111

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		31,946
売 上 原 価		27,528
売 上 総 利 益		4,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,772
営 業 利 益		645
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	31	
受 取 賃 貸 料	34	
受 取 手 数 料	18	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	2	
そ の 他	30	138
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
自 己 株 式 取 得 費 用	47	
為 替 差 損	31	
減 価 償 却 費	14	
そ の 他	34	217
経 常 利 益		567
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	301	
損 害 賠 償 戻 入 額	138	442
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
減 損 損 失	27	
固 定 資 産 除 却 損 金	165	
退 職 特 別 加 算 金	46	239
税金等調整前当期純利益		771
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	231	
法 人 税 等 調 整 額	△68	163
当 期 純 利 益		607
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		607

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	百万円 2,142	百万円 2,114	百万円 5,149	百万円 △330	百万円 9,076
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△155		△155
自己株式の取得				△1,186	△1,186
親会社株主に 帰属する 当期純利益			607		607
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	452	△1,186	△734
当 期 末 残 高	2,142	2,114	5,602	△1,517	8,341

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当 期 首 残 高	百万円 281	百万円 △0	百万円 657	百万円 148	百万円 1,087	百万円 －	百万円 0	百万円 10,164
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△155
自己株式の取得								△1,186
親会社株主に 帰属する 当期純利益								607
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	164	0	1,039	278	1,483	4	0	1,487
当期変動額合計	164	0	1,039	278	1,483	4	0	752
当 期 末 残 高	446	0	1,697	426	2,570	4	0	10,917

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	11,617	流動負債	15,853
現金及び預金	2,851	支払手形	4
売掛金	3,002	買掛金	1,974
電子記録債権	936	電子記録債務	406
商品及び製品	1,461	短期借入金	8,250
仕掛品	1,074	1年内返済予定の長期借入金	2,597
原材料及び貯蔵品	1,209	未払借金	1,956
前払費用	12	リース債務	83
未収入金	376	未払費用	52
関係会社短期貸付金	510	未払法人税等	15
未収消費税等	166	預り金	52
その他	14	賞与引当金	320
固定資産	16,308	その他	140
有形固定資産	8,401	固定負債	5,406
建物	2,426	長期借入金	4,575
構築物	59	長期未払金	72
機械及び装置	1,837	リース債務	428
車輛運搬具	10	繰延税金負債	193
工具、器具及び備品	339	役員退職慰労引当金	62
リース資産	441	資産除去債務	74
土地	1,905	負債合計	21,260
建設仮勘定	1,382	(純資産の部)	
無形固定資産	63	株主資本	6,214
ソフトウェア	42	資本金	2,142
電話加入権	6	資本剰余金	2,114
その他	14	資本準備金	2,104
投資その他の資産	7,842	その他資本剰余金	10
投資有価証券	829	利益剰余金	3,475
関係会社株式	6,658	利益準備金	255
出資	0	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	250	別途積立金	1,500
長期前払費用	50	繰越利益剰余金	1,719
前払年金費用	53	自己株式	△1,517
その他	5	評価・換算差額等	446
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	446
新株予約権		新株予約権	4
資産合計	27,926	純資産合計	6,665
		負債及び純資産合計	27,926

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	18,079
売 上 原 価	16,044
売 上 総 利 益	2,034
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,973
営 業 利 益	61
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	695
受 取 賃 貸 料	64
為 替 差 益	2
そ の 他	23
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	78
賃 貸 収 入 原 価	41
減 価 償 却 費	17
自 己 株 式 取 得 費 用	47
そ の 他	5
経 常 利 益	661
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	301
損 害 賠 償 戻 入 額	138
特 別 損 失	
減 損 損 失	32
固 定 資 産 除 却 損	165
税 引 前 当 期 純 利 益	905
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69
法 人 税 等 調 整 額	85
当 期 純 利 益	819



# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	百万円 2,142	百万円 2,104	百万円 10	百万円 2,114
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,142	2,104	10	2,114

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	百万円 255	百万円 1,500	百万円 1,055	百万円 2,810	百万円 △330	百万円 6,737
当期変動額						
剰余金の配当			△155	△155		△155
当期純利益			819	819		819
自己株式の取得					△1,186	△1,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
当期変動額合計	—	—	664	664	△1,186	△522
当期末残高	255	1,500	1,719	3,475	△1,517	6,214

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価 差 額	評価・換算差額等 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	281	281	—	7,019
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△155
当 期 純 利 益				819
自己株式の取得				△1,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	164	164	4	168
当期変動額合計	164	164	4	△353
当 期 末 残 高	446	446	4	6,665

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社安永  
取締役会御中

仰星監査法人  
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 里見 優  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出 修平  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安永の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安永及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社安永  
取締役会御中

仰星監査法人  
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 里見 優  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出 修平  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安永の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社 安 永 監査等委員会  
監査等委員 小 路 貴 志 ⑩  
監査等委員 増 田 直 史 ⑩  
監査等委員 山 本 卓 ⑩

(注) 監査等委員 小路貴志、増田直史及び山本卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じません。

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期的な経営基盤の強化に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本方針としております。従いまして、剰余金の処分につきましては、成長に必要な設備投資などのため内部留保を考慮して、総合的な判断により利益還元を図っていく所存です。

上記方針を勘案し、当期における期末配当金に関しましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき8円

総額 82,426,640円

(注) 中間配当を含めますと、年間の配当金は1株につき12円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

**第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除く）全員（3名）は、任期が満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>氏名 安永 暁 俊 (1973年2月13日)</p>	<p>1998年10月 当社入社 2001年7月 当社より安永アメリカ㈱ へ出向（ゼネラル マネージャー） 2005年6月 ノースウェスタン大学ケロッグ校卒業 （経営学修士） 2005年9月 当社管理本部付部長 2006年7月 当社管理本部長 安永アメリカ㈱プレジデント 2007年6月 当社取締役事業本部部品生産管理部長 2008年4月 当社取締役事業本部部品事業部生産管理部長 2009年2月 当社取締役事業本部部品事業部副事業部長 2009年4月 当社取締役部品事業部副事業部長 2011年1月 当社取締役（社長付） 2011年4月 当社代表取締役社長（現任）</p>	359,680株
<p>取締役候補者とした理由 安永暁俊氏は2011年以来当社の代表取締役社長を務め、経営者としてグローバルな事業経営及び管理・運用に関する経験と見識を有しております。当社グループの経営及びコーポレート・ガバナンス強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	こ 小 谷 久 浩 ひ さ ひ ろ (1964年2月13日)	1986年4月 当社入社 2004年4月 当社工機部門長代理 2004年10月 当社工機部門長 2007年11月 当社工機事業部長 2013年4月 当社C E 事業部長 2014年6月 当社取締役C E 事業部長 2015年4月 当社取締役C E 事業部長 海外担当(中国) 2018年4月 当社常務取締役C E 事業部長 海外担当(中国) 2021年4月 当社常務取締役C E 事業部長 海外担当(中国) 新規開拓プロジェクト担当 2021年6月 当社常務取締役C E 事業部長 新規開拓プロジェクト担当 2022年4月 当社常務取締役C E 事業部長 2023年4月 当社常務取締役C E 事業部長 海外担当(中国) 2023年10月 当社常務取締役C E 事業部担当 海外担当(中国) 2024年2月 当社常務取締役管理本部担当 海外担当(中国) (現任)	20,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小谷久氏は当社機械装置事業の責任者としての長年の経験と実績があり、市場とものづくりに対する豊富な見識を有しております。当社グループのコーポレート・ガバナンス強化、更にはDX等による経営革新の推進のために適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	ほり え たい ぞう 堀 江 泰 三 (1967年8月30日)	1992年4月 当社入社 2017年3月 安永インドネシア(株)社長 2020年9月 当社部品事業部副事業部長 兼 管理部門長 2021年4月 当社部品事業部長 兼 管理部門長 2021年6月 当社取締役部品事業部長 兼 管理部門長 2023年4月 当社取締役部品事業部長 兼 管理部門長 海外担当(北米、インドネシア、タイ) 2024年2月 当社取締役事業本部長 兼 事業本部管理部門長 兼 事業本部管理部門生産管理部長 兼 事業 本部部品部門長 海外担当(北米、インドネシア、タイ) 2024年4月 当社取締役事業本部長 兼 事業本部管理部門長 兼 事業本部部品部門長 海外担当(北米、インドネシア、タイ) (現任)	3,317株
取締役候補者とした理由 堀江泰三氏は当社エンジン部品事業部の責任者として経験と実績が有り、また、海外子会社での会社経営経験等、豊富な見識を有し、当社グループの品質向上及びグローバル経営の強化を図るために適任と判断し、取締役候補者としております。			

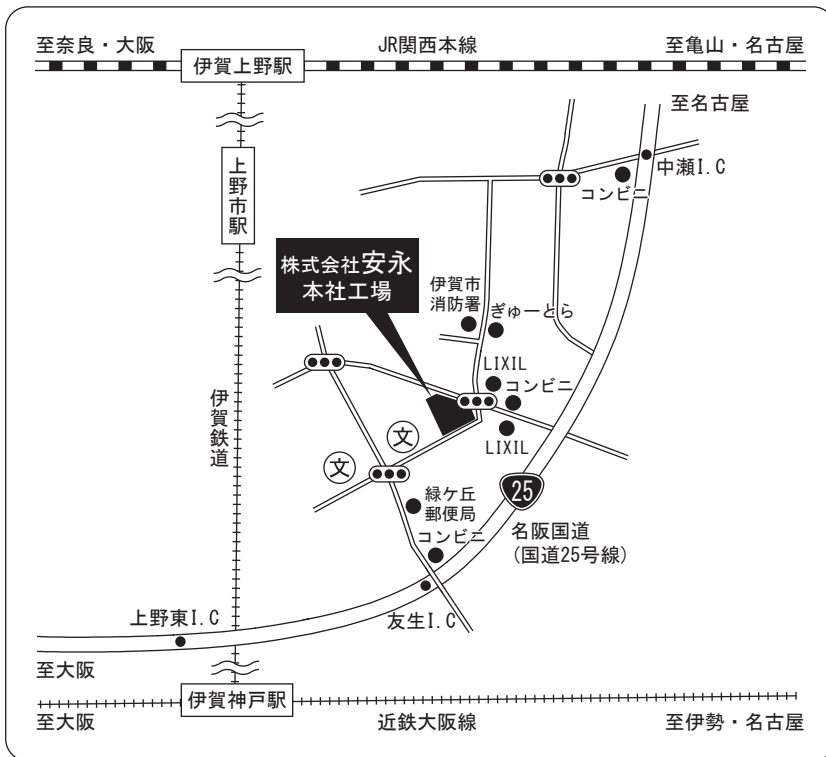
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
4 ※	いち やなぎ いさお 一 柳 功  (1972年10月19日)	1994年4月 当社入社 2013年6月 安永エアポンプ(株)生産技術統括取締役 2017年4月 安永エアポンプ(株)常務取締役 2019年4月 安永エアポンプ(株)代表取締役社長（現任） 2020年4月 安永クリーンテック(株)取締役 2021年1月 安永クリーンテック(株)代表取締役社長（現任）	—
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>一柳功氏は当社の主要子会社（環境機器事業）である安永エアポンプ株式会社及び安永クリーンテック株式会社において、代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた経営戦略の推進のために適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は新任取締役候補者です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案通り承認された場合、新任候補者を含む各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

(三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地  
株式会社安永 本社 厚生館2階会議室)  
☎0595 (24) 2111



●お車で……大阪より名阪国道 友生I.C. 経由約70分  
名古屋より名阪国道 友生I.C. 経由約80分

●近鉄と伊賀鉄道で……上野市駅より車で約10分

送迎車両は運行いたしません。予めご了承ください。